

平成29年度 あさひふれあい助成金 Q & A

Q 1 私たちの団体は、ホームヘルプサービスのなかでも介護保険指定事業（訪問介護）と助け合いの事業として、介護保険に適応していない65歳以下の高齢者や、産前産後の母親へもサービス提供しています。また地域の高齢者をお迎えして、月に1回の会食会もしています。私たちの団体は、どの事業で申し込んだらよいのでしょうか？

A 1 この場合、助け合い事業としてのホームヘルプ事業を実施されていますが、収益性のある介護保険指定事業のホームヘルプ事業と同一事業であるため、**対象外となります**。ただし、月1回の会食会については、サービス利用者数の見込みが月平均5人以上であれば、A③区分に該当します。

団体名	事業名	助成対象
〇〇サービス	介護保険指定事業「訪問介護」	×
	市民事業（助け合い）ホームヘルプ	×
	会食活動	○

Q 2 依頼があったら何でも対応して活動する男性ボランティアグループで、主には施設でのイベントボランティアや高齢者世帯への訪問などを行っています。どの区分に申し込んだらよいですか？

A 2 「施設でのイベントボランティア」はC区分、「高齢者世帯への訪問」はA区分に該当します。活動回数や利用者人数を合算することはできませんので、どちらかひとつの区分に絞って申し込んでください。

Q 3 3月から週1回の訓練会を開始しました。助成の対象となりますか？

A 3 A、B区分に新規の団体が申し込むには、申込前3ヶ月間の実績が必要となります。実績が1ヶ月しかないこの場合は対象外となります。ただし、C区分では実績を問いませんので、申込みは可能です。今年度はC区分で申込み、実績を整えて、次年度にはB区分でお申込みください。

Q 4 私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？

A 4 この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、**個人の活動は対象となりません**。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。

Q 5 月に1度、20人ほどで会食会をしています。会場にいらっしゃれない方が毎回4、5人いるので、つくったお弁当の配食もしています。利用者人数はどのように記入したら良いでしょうか？

A 5 この場合、会場に来てくださる方には「会食会事業」、来られなかった方には「配食事業」のふたつの事業を実施していると考えます。利用者が多い「会食会事業」としてA②またはA③で申込みをし、会食会に参加される利用者の人数のみを記入してください。

Q 6 月に2回の配食活動を行っていましたが、ご要望が多いため、今年は月3回実施します。昨年度まではA②区分で助成金をもらっていましたが、今年は、A①区分の助成条件を充たすので申し込みたいのですが…？

A 6 昨年度の実績がA②区分の実績を充たし、かつ今年度の計画でA①の条件を充たしていれば申請することが出来ます。ただし、何らかの事情でA①の条件を充たすことが出来なかった場合は返還の対象となります。

Q 7 現在の予定としてはB①区分の条件を充たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件が充たすことが出来ないかもしれません。このような事情は考慮してもらえるのですか？

A 7 活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的に実績の数で判断をし、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで次年度の見込みをたて、申込みをしてください。

Q 8 繰越金は総事業費の25%以内とありますが、私たちの団体は今年度の決算額では25%を超える余剰金が出てしまいます。これは返還となるのでしょうか？

A 8 決算額では25%を超えていても構いません。しかし、次年度の予算額の中で超えている場合は、助成の対象となりません。繰越金を収入総額の25%以内としているのは、助成金の振り込みが7月中となるため、次年度の4月から6月までの3ヶ月分を補う意味があるためです。

Q 9 デイサロンでキーボードを購入するために、経費を少しずつ積み立てておきたいのですが…？

A 9 積立金は5年以内とし、積立年数と目的を助成対象経費外の「次年度積立金」の欄に明記してください。

Q10 障害児訓練会です。水曜日は音楽療法、木曜日は水泳をやっています。講師の先生はそれぞれ別で、通ってくる子どものうち重複しているのは半数です。代表者は同じですが、連絡担当者は異なります。B②区分でそれぞれ助成が受けられますか？

A10 同一区分で代表者が同じであるため、助成不可です。また、利用者が半数重複しているので助成同一団体とみなし、どちらかの一方の事業での助成は受けられます。

Q11 区役所が主催した講座終了後、受講修了者で介護予防サークルを作りました。週1回メンバーで集まって活動していますが、助成対象になりますか？

A11 友達同士や仲間内のサークル活動は助成対象になりません。ただし、健康づくり・介護予防事業に限り、下記条件を満たす場合は助成対象となります。

- ①参加者募集チラシを作成し、掲示している等が確認でき、積極的に参加者を募集していること。
- ②毎回の参加者数が運営者数（運営者をメンバー内で輪番制にしている場合は不可）よりも多い実績があること。
- ③横浜市の事業として協定を結んでいる事業（元気づくりステーション事業等）ではないこと。
- ④継続した活動であること
- ⑤研修会への参加等、活動を達成するための取組や、ネットワークを広げる活動、地域との交流連携を行っていること
- ⑥月4回以上で、1回あたり65歳以上の参加者が10名以上であること

Q12 障害者のグループで、いろいろな場所に出かける活動をしています。決まった活動場所がない全市的な活動は申請できますか？

A12 原則として事業の中心（活動回数が最多の区）、もしくは事務所が所在する区の社協に申込となります。旭区で活動回数が最多か、事務所が旭区内に所在すれば申請出来ます。

Q13 各区分に予算を超える申し込みがあった場合、それぞれの助成額は減ってしまいますか？

A13 予算は限られているため、予算を超えた場合は、割戻しを行い申込額から減額となります。

Q14 旭区役所の「きらっとあさひ地域支援補助金」との重複申請は可能ですか？

A14 区の補助金と重複申請はできません。どちらか一方での申請をお願いします。

Q15 施設で演奏を披露しているボランティアグループです。発表に向けて練習する際の会場費や交通費は助成対象になりますか？

A15 助成金の対象となる経費については、施設利用者に対し活動する当日にかかる経費のみとなります。練習にかかる経費は対象外となります。なお、個人に帰属するものの修理代（楽器など）も対象外となります。

Q16 リトミックの講師謝金を助成金から出したいと考えています。講師謝金の上限はありますか？

A16 助成対象経費として認められる謝金については以下のとおりです。超過する場合は自主財源で対応をお願いいたします。

日常の活動における技術指導	3,000 円／時間／人
専門的な講演会などの講師謝金	10,000 円／時間／人

Q17 グループを新しく立ち上げで活動しようと思っています。立ち上げに係る費用を助成してもらうことはできますか？また、回数や条件はありますか？

A17 対象となる活動についてははてびき1ページの「助成区分一覧」のA区分⑤をご覧ください。当該年度内に事業を開始し、3か月間活動することを条件としています。

【回数のカウント方法】

- ◆住民同士の助け合い活動（家事・生活支援事業）、傾聴活動
月平均訪問数3回以上⇒訪問した回数をカウントする
例) 1件のお宅から庭木の剪定と電球の取替え作業の依頼があった。
⇒1回の訪問で対応した場合、カウントは1回。ボランティアが1日に2回訪問し作業を行った場合、カウントは2回。
- ◆集いの場（サロン・茶話会、ミニデイサービス等）、子育て支援事業（支援者が主催）など
1回あたりの利用者数5人以上⇒参加者数の実数をカウント（ボランティア除く）

- ◆配食事業
1回あたりの利用者数5人以上⇒利用者の配食数をカウント
例) 団体が昼食と夕食の配食を行っている。昼食は10食配達し、夕食は15食配達した。
⇒カウントは25人。

- ◆送迎事業
月10回以上⇒片道×乗車利用者人数（ボランティアや付添者除く）
例) 利用者1人を病院まで乗せた（往復）
⇒カウントは2回。

【平均参加者数を割り出す計算式】

- ◆家事・生活支援事業、送迎
月ごとの延べ訪問数（乗車利用者数）の合計÷実施月数＝月平均の訪問数（乗車利用者数）

- ◆集いの広場、配食事業
月ごとの利用者数の延べ人数÷実施回数合計＝1回あたりの平均利用者数

なお、既に活動を開始していて、初めて助成金を申請する場合は助成区分によって活動実績が必要になります。詳細についてははてびき5ページの「4助成の制限⑤」をご参照ください。

申込書・共通シートの書き方

Q 1 : 私たちの会は、ケアプラザを会場にしているため、連絡先はケアプラザにしています。個人宅を連絡先にしたくないので、連絡担当者は、ケアプラザの職員でもいいですか？

A 1 : 代表者、連絡担当者、さらに振込先名義人については、会のメンバーであることが必須です。事務局より問い合わせをするために連絡担当者個人の連絡先を記入してください。

Q 2 : 日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はどこの予算にいれたらいいでしょうか？

A 2 : 美術館の入場料は、入場券を購入するので、「物品購入費」に入れてください。駐車場代は「車両経費」となります。

Q 3 : 私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？

A 3 : 前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に記入をお願いします。

Q 4 : 申込書の年間事業計画書の「参加人数」の書き方がよくわかりません。

A 4 : (A①～③区分)

- ・月ごとに、その月にサービスを利用した延べ人数を記入します。
※同じ人が月に5回参加した場合は「5人」。
- ・サービス利用者の平均は

月ごとの利用者延べ人数の合計 ÷ 12ヶ月 = 月平均の利用者数

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)

(B①②区分)

- ・月ごとに、その月に参加した当事者の延べ人数を記入します。
※同じ人が月に5回参加した場合は「5人」。家族やボランティアは人数に含まれません。
- ・サービス利用者の平均は

月ごとの延べ参加当事者延べ人数の合計 ÷ 12ヶ月 = 月平均の参加者数

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)

(C区分)

- ・月ごとに、その月に参加した参加者の延べ人数を記入します。
※当事者・家族・ボランティアなど、参加したすべての人数が含まれます。
- ・サービス利用者の平均は

月ごとの参加者延べ人数の合計 ÷ 実施回数 = 1回あたりの参加者数

(小数点以下 第1位四捨五入し、整数で記入)